

## 新型コロナウイルス対応緊急資金及び 災害対策緊急資金（セーフティネット4号）

新型コロナウイルス感染症の発生による影響を受け、売上げが減少する等、業況が悪化している中小企業者等の皆様を支援するため、融資制度を実施しておりますので、御活用ください。

融資対象となる方	<ul style="list-style-type: none"><li>◆京都府内に事業所又は営業所があり、府内で継続して同一事業を行っている中小企業者、組合又は特定非営利活動法人で、新型コロナウイルス感染症の発生による影響を受け、経営状況が悪化している方</li><li>◆裏面参照</li></ul> <p>《中小企業者》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◎法人の場合…府内に事業所又は営業所がある企業</li><li>◎個人の場合…原則、府内において所得税、事業税を申告している方</li></ul> <p>《組合》</p> <p>中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会、商店街振興組合及び同連合会、生活衛生同業組合及び同連合会等</p> <p>《特定非営利活動法人》</p> <p>府内に事務所を有する特定非営利活動法人</p> <p>※京都府税・京都市税（京都市内に事業所等を有しない方は府税のみ）の滞納がないこと</p>
資金使途 融資期間等	<ul style="list-style-type: none"><li>◆運転資金、設備資金 10年以内</li></ul> <p>&lt;原則、元金均等月賦返済。必要に応じ、2年以内の据置可&gt;</p>
融資利率 信用保証料率	<ul style="list-style-type: none"><li>◆裏面参照</li></ul>
融資限度額	<ul style="list-style-type: none"><li>◆有担保で2億円、無担保で8,000万円</li></ul> <p>ただし、保証協会の普通保証の利用可能額の範囲内</p> <p>セーフティネット保証を利用する場合は別枠での利用可</p>
担保・保証人	<ul style="list-style-type: none"><li>◆保証協会の信用保証が必要</li></ul> <p>&lt;原則、法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は不要&gt;</p>
受付機関	<ul style="list-style-type: none"><li>◆京都府・京都市制度融資取扱金融機関</li></ul> <p>（ 京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西みらい銀行、福邦銀行、 京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、近畿産業信用組合、 京滋信用組合、三菱UFJ銀行、商工組合中央金庫 ）</p>
実施期間	<ul style="list-style-type: none"><li>◆融資制度によって実施期間が異なります。裏面参照</li></ul>

※ 御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。

## 新型コロナウイルス対応緊急資金等 融資概要

融 資 名	新型コロナウイルス対応緊急資金		災害対策緊急資金
対象保証制度	普通保証	セーフティネット保証5号	セーフティネット保証4号
対象となる 中小企業者等	①直近1ヶ月間の売上高等が 前年同期に比べ10%以上減 少している方 または ②直近1ヶ月間の原材料費等 が前年同期に比べ10%以上 高騰しており、かつ、経営状 況が悪化している方	<業種指定> 市町村長の認定を受けた 特定中小企業者（※1）	<府内全市町村指定> 市町村長の認定を受けた 特定中小企業者（※2）
業 歴 要 件	府内で6カ月以上継続して同一事業を行っている (但し、売上高等の前年同期との比較が必要)		府内で1年以上継続して 同一事業を行っている
融 資 利 率	年1.2% (固定金利)	同左	年0.9% (固定金利)
融 資 期 間	10年間 (据置2年以内)	同左	10年間 (据置2年以内)
資 金 使 途	運転資金及び設備資金	同左	運転資金及び設備資金
融 資 限 度 額 (※4)	有担保2億円 無担保8千万円	普通保証とは別枠で 有担保2億円 無担保8千万円	
信用保証料率	0.45%~1.70%	0.75% (一律)	0.9% (一律)
セーフティネッ ト適用期間	—	令和2年3月6日 ~令和2年3月31日 (※4月1日以降も指定業種 の見直しをしつつ継続)	令和2年2月18日 ~令和2年6月1日
実 施 期 間	令和2年2月6日 ~令和2年9月30日 (※普通保証の設備資金は令和2年3月2日から対象)		令和2年2月18日 ~令和2年6月1日

(※1) セーフティネット保証5号に係る対象要件

次の①、②の要件のいずれかを満たす方

①指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少の中小企業者  
ただし、時限的な運用緩和として、2月以降直近3ヶ月の売上高が算出可能となるまでは、直近の売上高  
等の減少と売上高見込みを含む3ヶ月間の売上高等の減少でも可

(例) 2月の売上高実績+3月、4月の売上高見込み

②指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上、  
上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者

(※2) セーフティネット保証4号に係る対象要件

次の①、②の要件を全て満たす方

①適用地域内(京都府内の全市町村)において、1年以上継続して事業を行っていること。

②災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して  
20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減  
少することが見込まれること。

(※3) 融資限度額の総額は、普通保証と別枠を合わせて有担保4億円、無担保1億6千万円